

## 大井陽司委員の質疑及び答弁

**永森委員長** 大井委員。あなたの持ち時間は60分であります。

**大井委員** 自由民主党富山県議会議員会の大井陽司でございます。

質問に先立ちまして、能登半島地震で被害を受けた全ての方に哀悼の意を込めまして、お悔やみ並びにお見舞いを申し上げたいと思っております。また、今回の震災で迅速に対応してくださいました知事並びに部局の皆様、私からも感謝を申し上げたいと思います。

また、質問に入る前に一言申し上げたいと思います。

このたび経験した能登半島地震は、富山県が経験した災害史の中では類がないもので、歴史としてしっかりと記憶として残し、そして学び、今後の災害時のリスク管理にも役立てるべき教訓だと捉えることが重要だと考えております。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

まず初めに、能登半島地震の被害への対応について質問いたします。

今回の地震について、本定例会で議論をしている最中ではございますが、私の出身中学校であります富山市岩瀬中学校の付近にあります東蓮町において、地震の影響で住宅地が液状化して地盤が沈下し、甚大な被害が確認されております。

私も元日の地震を経験し、2日目から東蓮町の現地に行き対応しておりますが、被害状況といたしまして、全壊、半壊、一部損壊を含め66軒の住宅が被災しております。今なお増加している状況ではございますが、本県といたしましても迅速な対応が求められると思っております。

今回の東蓮町の被害において、まず初めに私が注目したのが、付近に位置する住友運河でございます。富山県が時代の要請に応じまして推進してきた事業だからでございます。とりわけ、戦前から県の工業化に貢献してきた事業でして、その一環として、岩瀬にございます富山港から富山駅北側までの物流ルートの確立が計画されました。

昭和5年に始まった富岩運河工事は、岩瀬と富山駅北部を結び、海上輸送の要の役割を果たしてまいりました。さらに昭和15年には、横のラインであります東蓮町にある当時の住友金属工業と富山駅北部を結ぶ住友運河の工事が開始されました。地域産業の発展に寄与し、富岩運河から掘り出された土砂は、今、富山市中心部神通川の埋立てに利用されております。ここの県庁もその土砂を埋め立てて造られた場所でございます。

しかし、不透明なのは、住友運河の工事で発生した土砂の最終的な処分の場所でございます。岩瀬スポーツ公園に見られる土の山は、もしかすると当時の工事で生じた土砂によるものではないかというような声もございます。特に東蓮町では、かつての沼地を埋め立てて造られたため、この土砂が使用された可能性が高いと感じております。

現在、県庁横で松川沿いの工事を進めておられますが、東蓮町における工事は今まだ大規模なものは手がつけられておりません。私は、この東蓮町が富山県の工業化における重要な貢献をしてきた地であると強く信じておりますし、この地の歴史的背景とその価値を再認識し、県としても適切な対応策を講じるべきだと思っております。

そこで、液状化被害に遭った地域の土地の成り立ちを調査した上で、歴史的経緯を踏まえて今後の対応を進めていくべきと考えますが、市井土木部長の御所見をお伺いいたします。

**市井土木部長** 令和元年の国の市街地液状化対策推進ガイダンスによりますと、液状化は地下水位が高く、砂質土が緩く堆積した場所で起きやすいとされております。

今回の地震では、東蓮町を含む富山市、氷見市、高岡市、射水市などで、地面から砂が吹き出す噴砂や地盤沈下など液状化が原因と見られる現象が確認されており、こうした現場は、海沿いなど地下水位が高く砂質土が分布する、液状化が起きやすい地域に該当するのではないかと考えております。

今後、液状化被害へ対応していくためには、委員御紹介並びに御提案いただきましたとおり、土地の成り立ちなど歴史的経緯を踏まえることが有効であると考えております。実際、国、県、市による勉強会において報告された液状化防止の先進事例では、市が液状化対策事業を進めるに当たり、被災状況の把握とともに被害要因を把握するため、新旧2つの地図を用いた、旧地形と現地形との比較による造成履歴の調査も行われております。

これ以外にも、過去の地質調査データなどの既存資料の収集、噴砂や沈下、亀裂等の被災状況の観測及び被害戸数の把握等の基礎調査を行った上で、ボーリング調査や再液状化の可能性の検証、対策区域や対策工法の検討を行い、その後、住民への説明、同意などの段階を経て工事着手に至っておられるところでございます。

本県におきましても先進事例同様、造成履歴や地質情報等を調査し、被害要因の把握に努め、その被災地域に適した液状化対策が取

られるよう、勉強会などの機会を通じ、国や被災市と連携し対応してまいります。

以上です。

**大井委員** 市井土木部長、御答弁ありがとうございます。

地元の伝承と科学的調査を組み合わせたアプローチを高く評価したいと思っております。

ただ、地質調査と対応の策定には時間がかかり過ぎますので、その間も同様の災害リスクが残ることから、短期的にも住民の安全を確保するための措置を講じることが急務でございます。また、対策の具体化に当たり、財源の確保と計画の透明性を確保することが重要だと考えますので、引き続きよろしく願いいたします。

では次にですが、県内の各地域における家屋の被害の判定にはばらつきがあり、その結果、地震被害への支援に差が出ているのではないかと指摘されております。

被災者生活再建支援金や、液状化等により被災された家屋への支援について、被害の程度が支援額等に影響いたします。市町村ごとの考え方、財政状況などの違いにより支援策の内容に差が出ることは、ある程度致し方ない面もある一方、家屋の被害認定については、どの地域においても、同じ被害であれば同じ判定であるべきだと考えます。

そこで、家屋の被害の正確な把握のため、適正な被害認定調査に向けて取り組んでいくべきだと考えますが、有賀厚生部長の御所見をお伺いいたします。

**有賀厚生部長** 住家の被害認定調査は、市町村が地震等により被災した住家の被害の程度を認定するもので、被災者から申請があったと

きは、内閣府の「災害の被害認定基準」に基づき、遅滞なく、住家の被害の状況を調査し、被災者へ罹災証明書を交付することとされております。

県では、発災後速やかに、市町村を対象とした住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務説明会を開催し、市町村が被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう支援したところでございます。また、今回の地震では被害が全市町村にわたっており、調査、判定方法にばらつきが生じることのないよう、県では適宜各市町村における課題の共有や対応の検討等を行うことにより、被災市町村間の調整に努めております。

さらに、県では、市町村における住家の被害認定調査や罹災証明書の交付が円滑に進むよう、被災市からの求めに応じて、これまで県職員のほか、県内市町村や全国の自治体の御協力を得て必要な職員を派遣しているところでございます。

以上です。

**大井委員** 有賀厚生部長の御答弁に感謝申し上げます。

被害認定の公平性と精度向上に向けた取組は大変重要でございます。引き続きの努力を期待しております。特に専門家による研修会の定期開催や市町村との連携強化による一貫性が非常に大切だと思っております。被災者の早期生活再建に不可欠でございますので、公平かつ適切に支援を受けられるよう、部署間のさらなる協力をお願いしたいと思っております。

では、次に移ります。

地震により家屋に被害を受け、全壊や半壊などに至った場合、残念ながら家屋を解体し転居を選択せざるを得ない場合もあります。

しかし、高齢者や生活困窮者の中には、被災家屋を解体、撤去する意思があっても、自分で解体資金の融資を受け、解体業者を探して契約するといったことを負担に感じ、ためらう方もおられると聞きます。そして、家主不在で危険な状態の家屋が残ると、周囲の生活環境に悪影響が及びかねません。

そこで、公費解体制度の周知を図るなど、高齢者や生活困窮者が所有する被災家屋等における公費解体制度の活用の促進についてどう考えておられるか、広島生活環境文化部長に御所見をお伺いいたします。

**広島生活環境文化部長** 委員御紹介の公費解体制度について少し説明させていただきますと、まず、本来私有財産の処分は原則として所有者の責任になります。ただし、災害からの復旧・復興という面に重きを置きまして、特例といたしまして公費解体というものが認められ、市町村が国の補助金を活用して全壊家屋、ほか倉庫なども含め、解体を行うことができるとされております。

さらに、今回の令和6年能登半島地震は特定非常災害に指定されて、補助対象範囲が半壊家屋まで広がっているということでございます。こうしたことで、県内では氷見市と小矢部市が既に公費解体の申請の受付を開始されておりました。今後、富山市、高岡市、射水市において公費解体が実施される予定になっております。

公費解体は、市町村から罹災証明書の交付を受けた被災家屋などの所有者からの申請が前提になります。このため、高齢者や生活困窮者を含めた被災者の方々が、制度を知らなかったために支援を受けられないといったことがないように、それぞれの市におかれましては、市のホームページや広報紙での紹介、また地域の自治会での周

知文書での回覧といったものに加えて、罹災証明書の交付の場で直接書類を手渡したり、半壊以上の被害認定を受けられた被災者に直接資料を送付したりする、一種プッシュ型の手法でも周知に努められているところでございます。

また、県のほうでも、ホームページで公表しました被災者支援パッケージの中で手続など関連する情報を紹介していますほか、環境省と連携しまして、災害廃棄物処理の経験のある自治体職員を各市に派遣させていただいて、公費解体の申請受付などの手続の円滑な実施を支援しています。

今後市町村に対し、こうした制度のプッシュ型の周知、広報の勧奨、また業務の実施体制の支援などを行ってまいりたいと考えております。

**大井委員** 廣島部長、御答弁ありがとうございます。

市町村が主体であることは理解しております。県としても被災者支援のための積極的な役割を期待しておりますし、特に情報のアクセス性向上と周知活動の強化は、被災者が支援を受ける上で非常に重要でございますので、その辺連携を取って進めていただきたいなと思っております。

次に移ります。

地震や津波に備えた避難計画の有効性を確保するため、ハザードマップの見直しを含めた技術的な検証の取組が不可欠と考えております。

先ほど川上委員からも黒部の話がございました。私の住む富山市北部沿岸部も小学校校区で見ると、ハザードマップの想定と異なる避難行動が取られておりました。避難所でも想定外の状況が発生し

まして、それは、津波の被害が想定されていない小学校が避難場所であるにもかかわらず、みんな車で町なかや山のほうに逃げたことでございます。

これは、地震が想定されていた糸魚川沖、そして富山湾西側、そして呉羽山の断層だけではなく、今回能登半島地震を引き起こした能登北岸にある海陸境界の断層の存在が、ハザードマップ上の津波の想定にどの程度反映されていたか、疑問を抱かされます。

このような背景から、津波のハザードマップの精度向上と、津波発生時の避難行動計画の検証の必要性について、どのようにお考えでありますか。武隈危機管理局長の御所見をお伺いいたします。

**武隈危機管理局長** 今回の地震では、多くの住民の皆さんが車で避難されたり、津波被害が想定されていない地域を含む広い範囲の住民の皆さんが一斉に避難されたため、県内の各所で道路渋滞が発生するなど、津波に対する避難行動が大きな課題となりました。

県と市町村との振り返り会議では、津波ハザードマップのさらなる周知が課題であるといった意見が多数ありまして、地震発生後の津波に対する避難行動を検証し、住民の皆さんに適切な避難行動を周知啓発することが必要と考えております。

このため県では、新年度、人流データを活用し、津波警報の直後にどのくらいの方が避難されたか、また避難行動は適切であったのかなどを分析、検証することとしております。

県としては、この検証結果を踏まえまして、県民の皆さんが適切な避難行動を常に取りれるよう、津波避難対策の推進に努めてまいります。

また、来年度はワンチーム会議のワーキンググループにおいて、

津波対策につきましても市町村の皆さんとお話しをしていくこととしておりますので、そちらのほうで、市町村が自ら作成されました津波ハザードマップや、また、津波発生時の避難行動の検証、見直しを行われる際には、県としても必要に応じて適切な助言等を行っていきたいと考えております。

**大井委員** 御答弁ありがとうございます。

今回の能登半島地震を引き起こした断層であります、海陸境界の断層については、科学的知見をどのように反映していくか、よろしければ御答弁よろしく申し上げます。

**武隈危機管理局長** 今回の断層については、県の津波シミュレーションの中には入っていない断層ではありました。今後、専門家の方の意見も聞いて、どんな調査ができるかについて検討してまいりたいと考えております。

**大井委員** よろしく申し上げます。しっかり経験したものをハザードマップに盛り込んで、この経験を生かすようにこれからもやっていきたいと思っております。引き続き市民の命を守るための対策に全力を尽くしていただきたいと思っております。ありがとうございます。

次にですが、海沿いの地域では、津波避難施設の整備は災害時の安全確保において極めて重要でございます。また、整備に当たっては、地域の方が誰でも知っている地域のお祭りの拠点、例えば曳山ミュージアムや山蔵を防災拠点としてはどうかという意見がございます。

そこで、県内の津波避難施設の整備状況と、今後、市町村において整備を進める上で直面する課題や将来的な展望についてどのようなお考えでいるか、武隈危機管理局長の御所見をお伺いいたします。

**武隈危機管理局長** 県内の津波避難施設ですけれども、沿岸市町では、津波から緊急的に避難できる公共施設や民間ビルを津波避難ビルとして指定しておりまして、現在県内には52施設ございます。ただ、一部の市町からは、津波の浸水想定区域内に堅牢な建物や高い建物がないことなどの理由で指定が進んでいないといった課題もあると聞いております。

また、平成28年度に県が行いました津波シミュレーション調査では、本県の津波の特徴の一つとして、震源となる海底断層が陸地に近いことや、また、海底地滑りの影響などで、津波の到達時間が早い地域があるという結果も得られているところでございます。

今回の震災でも地震発生から僅か3分で津波の第一波が到達しておりまして、こうした津波の特徴も踏まえながら適切な津波対策を講じる必要があると考えております。

今後の津波避難施設の整備につきましては、まずは沿岸市町においてその必要性や整備手法などについて御検討いただくこととなりますが、県といたしましても、来年度のワンチーム会議ワーキンググループの議論の中で、津波避難施設の整備に係る課題や対応について、沿岸市町と話し合ったいと考えております。

**大井委員** 御答弁ありがとうございます。

海沿いの地域は、今御答弁ございましたように、やはり津波への被害に対する危機感も非常に強いですし、特に富山湾は早く到達すると聞いております。

そこで、地元の象徴的な施設を活用した防災拠点の考え方は、住民にとって親しみやすいので逃げやすいことです。2分から5分以内で逃げてくださいと言ったときに、だけどぱっとどこに逃げりゃ

いいがや、という話でございますので、やはり親しみやすいところが避難場所の一環になることが非常に大事なのかなと思っております。ぜひとも御検討いただければと思います。

では次にですが、今回の地震は、富山県が経験したことのない液状化を経験いたしました。また、この被害の記録を後世に残し、県民への啓発活動を強化することの重要性も認識しております。

そこで、地域防災計画を改定し、液状化対策を充実させていくとともに、液状化被害の記録を風化させず歴史に残していくために、防災危機管理センターにおいてパネル展示を実施するなど、県民への啓発を行っていくべきだと考えますが、武隈危機管理局長の御所見をお伺いいたします。

**武隈危機管理局長** 今回の地震では、特に液状化が原因と見られる被害が氷見、高岡、射水、富山の海沿いの地域を中心に発生し、大きな被害につながったところでございます。

県の地域防災計画では、地盤の液状化危険度の調査研究や地盤データの収集、液状化に関する知識の普及啓発、液状化対策工法の推進などを規定しまして、県として地盤の液状化対策を推進することとしております。

県では新年度、今回の災害対応等について検証する外部有識者等も入れた検証会議を開催し、各種計画やマニュアル等を総点検することとしており、この検証結果を踏まえまして、地域防災計画の液状化対策につきましても、必要に応じて見直しをしたいと考えております。

また、液状化による被害を未然に防止するためには、県民の皆さんに地盤液状化発生の仕組みですとか、液状化の危険性の高い地域

など、液状化に関する知識の普及啓発を図ることが、委員御指摘のとおり重要であると考えております。

県としては、防災危機管理センターでのパネル展示、このほかにも防災意識の向上のためには、県のほうで四季防災館というものがございまして、そういった施設において、県民の液状化に対する理解促進に努めてまいりたいと考えております。

**大井委員** ありがとうございます。

私は入り口と出口が大事かと思っております。今回、出口、被害記録の啓発活動に向けた取組、非常に重要だと思っておりますし、啓発活動につきましては、パネル展示だけではなく、ワークショップや講演会などをお開きくださいますと、多角的なアプローチを検討することも有効ではないかと思っております。また、被害情報のデジタルアーカイブ化を検討することも重要ではないかと思っておりますので、ぜひとも検討していただければと思っております。ありがとうございました。

それでは次に、サーキュラーエコノミーについて質問いたします。皆さん、モノのパスポートという言葉をお聞きでしょうか。

富山県におけるカーボンニュートラル実現のための取組について教えてください。

県としての再生可能エネルギー源の利用拡大に向けた施策の推進、カーボンフットプリントの計測と公表を通じた情報共有の促進について、新年度予算が組まれております。

そこで、サーキュラーエコノミー推進の一環として、アルミ産業における成長力強化戦略についてどのように取り組んでいるのか、新田知事に御所見をお伺いいたします。

**新田知事** 本県は、従来よりアルミ産業が盛んに発展をしてまいりました。当初は、精錬から一貫して手がけることであつたんですが、今、精錬は国内では成り立たず、アルミごと購入してからそれを加工していく、アルミ製品を作る産業が発達しております。

このアルミというのはリサイクルすることがとても大切でありまして、バージンのアルミを作るよりも大幅にCO<sub>2</sub>の発生が削減できるということになりますので、サーキュラーエコノミー、循環経済を推進していく上では大きな意義を持つものだと我々は捉えておりまして、力を入れているところであります。

本県においては、このアルミ製品を作るという動脈の産業と、その廃棄物を回収したりする静脈の産業が集積していますので、この特徴を生かして循環型アルミ産業網——アルミバリューチェーン、リサイクルのチェーンの構築を目指しています。アルミリサイクルの技術の開発、それからCO<sub>2</sub>排出量の見える化などを、産学官連携してやっているところであります。

具体的には、とやまアルミコンソーシアムにおいて、アルミ素材をリサイクルする技術開発を支援しています。また、製品の設計、製造の段階から廃棄や再生までの環境負荷低減などの実現を目指して、リサイクルアルミの溶解工程におけるCO<sub>2</sub>排出量の評価なども行ってまいりました。また、アルミ製品のライフサイクル全体での排出量を把握するために、県立大学と連携してアプリケーションの開発にも取り組みました。

新年度は、このアプリケーションを言わば横串にして企業間のデータ連携の強化を支援しまして、チェーン全体でのCO<sub>2</sub>排出量の見える化の社会実装を進めていきます。さらに、こういう取組につ

いて、企業立地セミナーや展示会などの機会を通じて積極的にPRをしていきたいと考えます。県内外の関連産業や関連企業、また団体との新たな取引や連携領域の拡大にも努めていきたいと考えます。

本県アルミ産業におけるこのサーキュラーエコノミーの推進、これを本県の産業の成長力の一つの大きな柱にしていくべく、取り組んでまいります。

**大井委員** 新田知事、ありがとうございます。

カーボンニュートラルに向けた県の取組、特にアルミ産業の持続可能性を高める方針について理解いたしました。ありがとうございます。

今後も産業の環境負荷を減らしながら経済成長を実現するためには、地域住民や企業との連携がキーとなると思っております。そのために県として、ステークホルダーとの協力体制の強化や、アルミ製品のリサイクル性向上に向けた具体的な施策について、取り組んでいただければと思っております。

では次に移ります。

カーボンニュートラルの推進に伴い、中小企業でもCO<sub>2</sub>排出に関する負担が増加することが予想されております。特に、製造業における炭素税、カーボンプライシングの導入は、企業経営に新たな挑戦をもたらすことだと思えます。ものづくりにおいて排出するCO<sub>2</sub>に金銭的負担が発生する、CO<sub>2</sub>を出すのにお金がかかる、そういう時代が到来いたします。

そこで、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガス排出量の見える化について、どのように測定し算出するか、広島生活環境文化部長に御所見をお伺いいたします。

廣島生活環境文化部長 県内の温室効果ガス排出量でございますが、環境省が示します「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」に基づき、毎年算出しております。

直近の算出結果は2020年度のもので、県内総排出量は1,041万トン、国が11億ちょっとですので約0.9%になりますが、こちらの数字は、昨年策定しましたカーボンニュートラル戦略の基準年度の2013年度から21.7%が減少しております。ちなみに、2030年度の目標は53%の削減ということでございます。

この1,041万トンの内訳ですが、私どもおおむね5つに分けてその数字を算出しております。まず1つは、工場等の産業部門が361万トン、34.7%で一番多い。続きまして、家庭部門が195万トン、オフィスや商店等の業務部門が135万トンとなっています。これとはちょっと別の分け方になるんですが、自動車などの運輸部門という区分の仕方で4つ目なんですが、これが217万トンでございます。あと5番目に、その他ということで132万トンと、大体この5つに分類してきていると。

それぞれの算出方法、ちょっと特殊な技術的なこともやっておりますが、概略を申し上げますと、最初の3つ、工場、家庭、オフィス等、この3部門については、エネルギーの消費量から算出しています。例えば電気ですと、使用量に1キロワットアワー当たりのCO<sub>2</sub>の排出量を掛け算する。また、灯油や重油等の燃料は使用量に単位当たりのCO<sub>2</sub>排出量を乗ずる。これらを足し算していく。また、このほかメタンやフロンといったものについてもCO<sub>2</sub>に換算して加算しているというのが、初めの3つのものです。

もう一つの運輸部門のほうなんですが、こちらのほうは、乗用車

や貨物車の区分に応じて走行距離1キロメートル当たりのCO<sub>2</sub>排出量に、県内の台数ですとか走行距離を掛け算しています。こうしたちょっと割と複雑な方法で算定をしております。

こうして求めた温室効果ガス排出量につきましては、カーボンニュートラル戦略の目標の達成に向け施策を展開する上で重要な指標でございますので、県民の皆様に見える化を図りまして、温室効果ガスの削減の取組につなげていきます。

このため県では、ホームページで公表するほか、地球温暖化防止を呼びかけますリーフレット等々に掲載し、各種イベントで配布するなど、温室効果ガスの排出状況とその削減の必要性の周知、理解促進に努めてまいります。

以上でございます。

**大井委員** 御答弁ありがとうございます。

特に中小企業に対する具体的な支援策やセミナーの開催等は、カーボンニュートラルへの移行期において非常に重要な取組であると考えております。町工場は認識ないんです。まだまだありません。県としてもしっかりと情報共有を行っていただきたい。県全体の持続可能な発展にとって必要だと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

では次に移ります。

カーボンニュートラル戦略では、富山県には太陽光の発電導入の大きなポテンシャルがあると。そして、最大限導入していくこととされていますが、一般的には、富山県は日射量が少なく、太陽光発電には不利な地域とのイメージを持っている県民がたくさんいると思います。

そこで、カーボンニュートラルの推進に向けて、本県における太陽光発電のポテンシャルや、水力や水素などの利用についてどのようにお考えであるか、川津知事政策局長にお伺いいたします。

**川津知事政策局長** 県のカーボンニュートラル戦略では、今後導入を目指します再生可能エネルギー容量を推計しておりますが、最もポテンシャルが高いのは太陽光でありまして、今委員からもお話ありましたが、全体の7割、次いで水力が2割弱であり、当面はこの2つの再生可能エネルギーを中心に据えながら、水素などの次世代エネルギー導入にも取り組むこととしております。

まず、太陽光発電につきましては、本県は降水、降雪量が多いことから、今も御説明ありましたように、不利な地域とのイメージはありますが、資源エネルギー庁の調査によりますと、実際に発電できる電力量は太平洋側に位置する、例えば東京都と比べますと、その99%と、ほぼ同じくらいの結果が出ておりますので、今後とも補助金や融資制度により太陽光発電の導入を積極的に推進していくこととしております。

なお、この太陽光発電に関する技術革新は日進月歩で進んでおりまして、軽量で折り曲げ可能なペロブスカイト型の太陽電池というものも開発も進んでおりますので、近いうちに実用化が進めば、太陽光発電の発電目標の上積みも検討したいと考えております。

また、水力発電につきましても、本県は発電に利用可能な水量、包蔵水力と言っておりますが、全国第3位のポテンシャルを有しておりますので、今年度の新たな小水力発電の適地調査の結果も活用しながら、多様な主体によります小水力発電の参入促進を進めてまいります。

さらに、水素につきましても、県内にいち早く水素ステーションが整備されまして、産学官の連携体制も整備されておりますので、引き続き、燃料電池自動車やフォークリフトの導入を支援するとともに、熱源などの幅広い分野で水素の導入も促進したいと考えております。

**大井委員** 川津局長、御答弁ありがとうございます。

再生可能エネルギーの多様な活用に向けまして、富山県の取組に期待を寄せております。特に太陽光の発電に関しましての技術革新を含めた可能性の再評価と、地域資源を活用した水力や水素エネルギーの推進について、具体的な施策の展開を希望します。これらが県民の環境意識の向上と経済発展に寄与することを期待しております。

では次にですが、本県の魅力はやはり水力発電かと思っております。当初予算でも45億8,000万円の予算を計上されております。

そこで、県営水力発電所のリプレースの進捗状況と今後の見通しについて、籠浦企業局長にお伺いいたします。

**籠浦企業局長** 県企業局では、再生可能エネルギーを安定供給するため、施設の老朽化対策として、現在4つの県営水力発電所でリプレースに取り組んでおります。

このうち若土発電所につきましては、建屋と管路の工事はもう完了しておりまして、あとは水車発電機などの機器を据え付けた後に各種の試験を行って、新年度初め頃での運転再開を目指している状況でございます。そのほかの3つの発電所につきましても、今年度は既設設備の撤去に着手するなど工事は順調に進んでおります。新年度以降も、引き続き撤去工事のほか、新しい機器の製作、それか

ら建屋の改修などを計画的に進めてまいります。

それぞれの竣工予定時期でございますが、庄東第一発電所が令和7年度末、それから仁歩発電所は8年度、それから大長谷第二発電所は10年度を見通しております。

今回のリプレースに当たりましては、最新の技術を採用した設備を導入しまして発電電力量の増加を図ることとしておりまして、工事が完了する令和10年度における発電能力の予定は、ほかの発電所でも行ってきました機器の更新などによる電力量の増加も合わせますと、老朽化対策の検討を始めた平成29年度に比べて5.2%増、約5億4,200万キロワットアワーを予定しております。これは、二酸化炭素の削減効果に換算しますと年間で約2万トン、これは例えば私どもの平均的な小水力発電所と言いますと約10個分の削減効果に相当すると考えております。

県企業局としましては、今後もリプレース工事を着実に進めまして、水力発電による再生可能エネルギーの拡大を通じてカーボンニュートラルの推進に貢献してまいります。

**大井委員** 籠浦局長、ありがとうございます。

県営水力発電所のリプレースが計画どおりに進んでいることは非常にうれしく思っております。持続可能なエネルギー供給の重要性は今後も増していくことでしょう。県としてのさらなる技術革新や、環境に優しい発電方法の探求に期待しておりますし、また、予算の有効活用により、富山県が再生可能エネルギーのモデル地区としての役割を果たすことに期待しております。

では次に、「寿司といえば、富山」について質問いたします。

「寿司といえば、富山」を掲げるブランディング戦略について、

すしのブランディングを強化するために東京すしアカデミーの福江社長の意見を参考にさせていただきました。

社長いわく「すしだけではなく、すしに合う周辺の整備が必要」とアドバイスをいただきました。富山の美味しいお酒、そしてガラスの器、おつまみ料理、そして泊まれる宿の確保などを組み合わせた全体的なプロモーションの必要性が指摘されております。

例えば、敦賀駅で上映するPR動画の中にそのような富山を代表する物を入れてみてはどうかと思っておりますが、新田知事の御所見をお伺いいたします。

**新田知事** 県議会議員の立場からも「寿司といえば、富山」に共に取り組んでいただいていること、大変にありがたく、また心強く思います。

「寿司」を入り口に、一緒にたしなむ美味しいお酒、また料理を引き立てるガラス器あるいは漆器などを楽しむ、いわゆるコト消費、これを通してその背景にある歴史や文化、伝統、食文化といった本県の魅力に触れていただけるようにPRしていくことが大切だと考えています。

このため、本県ゆかりの美食家で美食に関するベストセラー作家でもある日本ガストロノミー協会会長の柏原光太郎さんに、料理と地酒を一緒に楽しむ本県特有の「呑み寿司」などの食文化をはじめ、地元ならではの魅力を発信いただいています。また、特設ウェブサイトやSNSでも幅広くPRをしています。

新年度予算には、秋の北陸デスティネーションキャンペーンに向けて、委員に今御提案いただきましたように、新たにPR動画を作成し、敦賀駅などの観光客が多数利用する場所で放映することによ

って、すしやお酒、工芸品などの魅力を一体的に発信したいと考えています。

また、震災の関係で延期となりましたが、キックオフイベントでは、すしに加えて、地酒とのペアリングあるいは伝統工芸の器などにも趣向を凝らし、富山ならではの質で特別な美食体験を提供したいと考えています。

さらに、この「寿司」を入り口に本県の魅力を体験できる新たなモデルルートを造成する際に、酒蔵、伝統工芸の工房などもこのコースに組み込んで、ウェルビーイングな富山の魅力に触れていただけるものとしたと考えています。

また、今、県立図書館も連携してくれていまして、24日までですけども、県立図書館所蔵のすしに関する書籍の、150点以上と聞いていますが、私まだ行けていないんですけども、展示をしてより機運を盛り上げていこうということでございます。

今後とも関係団体等と連携し、「寿司」を入り口に本県の様々な魅力を効果的に発信し、本県の認知度を高め、ひいては幸せ人口1000万の創出、拡大につなげていきたいと考えます。

**大井委員** 新田知事、ありがとうございました。

富山県が「寿司といえば、富山」のブランディング戦略を総合的に推進していく姿勢を強く感じました。特に、すし文化の構築と併せて富山のお酒や伝統工芸品をPRすることで、富山県の魅力をより多面的に伝えられることを期待しております。引き続き、県の具体的な取組と成果を見守っていきたいと思っております。

最後になります。障害者就労支援事業所の活用等について質問させていただきます。

県では、これまでも障害者の工賃向上に向けて様々な取組を行ってきたものと承知しておりますが、さらに取組を進めていく必要があると思っております。

先般の能登半島地震では、県庁内の書類棚から書類が落下したりする被害があったと聞いております。こうした被害を防ぐために、書類整理やペーパーレス化の業務を障害者就労継続支援事業所等をお願いするのも一つの手だと思っております。また、県庁内の業務に限らず、県内の事業所の活躍の場を広げていくとともに、ICTの導入を支援することで、障害者の工賃のさらなる向上につなげていくべきだと考えますが、有賀厚生部長の御所見をお伺いいたします。

**有賀厚生部長** 今後新しく需要が見込まれる分野への進出など、就労継続支援事業所に通う利用者の活躍の場を広げていくことは、工賃向上に向けた取組として重要であると考えており、県ではこれまで、農福連携の取組の推進や、新分野進出等に関する研修会を開催するなど、障害者の方の多様な就労機会の確保に努めてきたところであります。また、就労継続支援事業所にICT機器を導入することによって、障害者の方がこれまでできなかった業務が新たに行えるようになったり、生産能力の強化が期待できるなど、工賃の向上につながるものと考えております。

そのため、2月補正予算案で新たに、障害者就労継続支援事業所に通う利用者の工賃向上に資するICT機器の導入支援と、その有効な活用方法等について学ぶ研修経費を計上したところでございます。

県としては、引き続き農福連携などの多様な就労機会の確保に取

り組むとともに、ICT機器を活用した新たな工賃向上策についても、全国や県内の先進事例の普及、啓発などにより取組が加速するように引き続き支援してまいります。

以上です。

**大井委員** 御答弁ありがとうございます。

障害者の就労支援は、社会参加を推進する上で極めて重要でございますので、書類整理やペーパーレス化業務の障害者就労支援事業所への委託を含めて、県庁業務での障害者雇用の拡大を進めていただければと思っております。

また、やはり書類を整理したほうがいいと思います。県庁内を歩きますと、ここから書類が落ちてきたらどうなるんだろうか、今回は元日での震災だったけれども、例えば平日の震災ですと皆さん潰れてしまいますということを私は非常に感じておりますので、その辺の対応もよろしくお願いいたします。

では次に、移ります。

障害者の工賃向上の取組についてももう1点、農福連携の取組についてお伺いいたします。

昨年9月議会では、障害者を受け入れる農業者側の環境整備について、他県での取組状況を参考にどのような支援が可能か検討していくとの御答弁をいただきました。その後どのように検討されたのでしょうか。令和6年度の取組について、津田農林水産部長にお伺いいたします。

**津田農林水産部長** 昨年8月に開催しました県の農福連携推進会議において、農福連携を推進するには、障害者が障害の特性等に応じて最大限活躍できることが重要であり、そのためにも作業環境の整備

が必要との御意見をいただいております。

昨年の夏の猛暑は、新たに農福連携に取り組もうとする農業者と福祉事業者とのマッチングにおいても影響があり、作業環境などが整わず取組を断念した事例もあったところです。

こうしたことを踏まえ、県では、受入れ側の条件整備を行うため、この令和6年度予算案において、新たに作業環境の改善を行うための農福連携環境整備支援事業を盛り込んだところでございます。

具体的には、エアコンやミスト扇風機、空調服——ファン付ベストでございますが——などの作業環境の改善に必要な備品などの導入に対して、1経営体当たり対象経費50万円を上限として、県と市町村で合わせてその2分の1を補助する事業でございます。また、このほか、国にも休憩所やトイレ整備などの安全、衛生面に係る整備を支援する事業もあることから、併せて周知してまいりたいと考えております。

受入れ側の作業環境の整備は、福祉側においては障害のある皆さんが生き生きと最大限活躍できる場が広がり、ひいては工賃向上にもつながることが期待できること、また、農業側では労働力不足の解消にもつながることから、大きな効果があると考えております。

引き続き、事業者の皆さんが県や国の事業も活用していただき、農福連携の取組が広がり、さらに定着するよう努めてまいります。

以上でございます。

**大井委員** 津田農林水産部長、ありがとうございます。

障害者の工賃向上に向けた具体的な取組が進められていることに感謝いたします。特に、農福連携の枠組みの中での環境整備や支援策の強化は、障害者の就労機会拡大にとって非常に重要でございま

す。今後も障害者が農業分野でよりよい条件で働けるよう、継続的な支援と取組の充実を期待しております。

以上で質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

**永森委員長** 大井委員の質疑は以上で終了しました。

暫時休憩いたします。

午後の会議は1時に開会いたします。

午前11時58分休憩